

基本計画（営業の許可・認可に関する手続）

目 次

| | |
|---|-----|
| 倉庫業法 | 1 |
| 貨物利用運送事業法 | 3 |
| 不動産の鑑定評価に関する法律 | 5 |
| 宅地建物取引業法 | 6 |
| マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 9 |
| 不動産特定共同事業法 | 10 |
| 建設業法 | 11 |
| 浄化槽法 | 13 |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 14 |
| 測量法 | 16 |
| 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 | 18 |
| 建築基準法 | 20 |
| 軌道法 | 21 |
| 鉄道事業法 | 22 |
| 道路運送法 | 28 |
| タクシー業務適正化特別措置法 | 34 |
| 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化 及び活性化に関する法律 | 35 |
| 貨物自動車運送事業法 | 36 |
| 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措定法 | 40 |
| 道路運送車両法 | 42 |
| 海上運送法 | 44 |
| 内航海運業法 | 45 |
| 港湾運送事業法 | 46 |
| 航空法 | 48 |
| 国際観光ホテル整備法 | 52 |
| 旅行業法 | 53s |

「行政手続コスト」削減のための基本計画

| | |
|-------|---------------|
| 省庁名 | 国土交通省 |
| 重点分野名 | 営業の許可・認可に係る手続 |

倉庫業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 倉庫業の登録

① 手続の概要

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。登録を受けようとする者は、倉庫業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(2) 倉庫の位置等の変更登録

① 手続の概要

倉庫業の登録を受けた者で倉庫業法第4条第1項各号に掲げる事項について変更しようとするときは倉庫業法施行規則第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び地方運輸局長に提出しなければならない。申請書には倉庫業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出

① 手続の概要

倉庫業者で倉庫業法第7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときはその日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(4) 営業廃止の届出

① 手続の概要

倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(5) 倉庫料金届出書の提出

① 手続の概要

倉庫業者はその営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後30日以内に倉庫業法施行規則第24条第1項に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を国土交通大臣及又は地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のHP上に掲載している。

(6) 役員変更届出書の提出

① 手続の概要

倉庫業者（法人に限る。）は、その役員を変更したときは、その日から 30 日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付してこれを地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のＨＰ上に掲載している。

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物出入庫高及び保管残高報告書の提出

① 手続の概要

倉庫業者は、四半期毎に期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書並びに受寄物出入庫高及び保管残高を記載した受寄物出入庫及び保管残高報告書を当該四半期の経過後 30 日以内に地方運輸局に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式を編集可能なファイル形式で国土交通省のＨＰ上に掲載している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 倉庫業の登録

(2) 倉庫の位置等の変更登録

(3) 倉庫業に係る軽微な変更の届出

(4) 営業廃止の届出

(5) 倉庫料金届出書の提出

(6) 役員変更届出書の提出

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物出入庫高及び保管残高報告書の提出

○ 行政事務手続き簡素化及び標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、(1)～(7)に係る手続について申請窓口である地方運輸局に対し調査を行った。調査した内容を踏まえ、手続の簡素化及び標準処理期間の短縮に向けて、申請、届出書類の簡素化や更なる手続書類の簡素化について段階的に申請手続きの運用の見直し等検討を行い、順次実施していく【平成 30 年度以降順次実施】。

○ (7)については、システム構築に係る費用等の課題はあるものの、オンライン報告の導入について検討することとする。【平成 30 年度中に実施】

○ (1)～(7)については、既に国土交通省ＨＰにおいて、記載例の掲載をしている。

3 コスト計測

1. 選定理由

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物出入庫高及び保管残高報告書の提出
年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(7) 期末倉庫使用状況報告書、受寄物出入庫高及び保管残高報告書の提出

- ① 方法：事業者ヒアリングにより実施。報告書類の作成、提出までに要する時間を聴取。
- ② 時期：平成 29 年 10 月～12 月にかけて実施。また、平成 30 年度以降、概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

(平成 29 年度計測分) 1 件当たりの平均時間コスト：1 時間

総時間コスト：1 時間 × 53,566 件 = 53,566 時間

報告書作成に係る時間は、報告書へ記載するデータの抽出に 30 分、報告書への入力に 15 分、印刷・郵送に係る処理に 15 分とした。

貨物利用運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 第1種貨物利用運送事業の登録

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業を経営しようとする者は国土交通大臣の行う登録を受けなければならぬ。登録を受けようとする者は、貨物利用運送事業法第4条第1項に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には貨物利用運送事業法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業者で、貨物利用運送事業法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について変更があったとき又は同法7条第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出

① 手続の概要

第1種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可

① 手続の概要

第2種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。変更の認可を申請しようとする者は、貨物利用運送事業法施行規則第20条第1項に掲げる事項を記載した変更認可申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出

① 手続の概要

第2種貨物利用運送事業者は、貨物利用運送事業法施行規則第18条第2項第4号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更するときは、あらかじめ、同施行規則第18条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号に掲げる事項又は同施行規則第18条第2項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。届出をしようとする者は、同施行規則第21条第2項に掲げる事項を記載した事前届出書又は同施行規則第22条第2項に掲げる事項を記載した事後届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

① 手続の概要

貨物利用運送事業を経営する者は、貨物利用運送事業報告規則第2条に定めるとおり事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出

① 手続の概要

貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第1種貨物利用運送事業を経営する者に限る）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に貨物利用運送事業報告規則第3条第1項に掲げる事項を記載した届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

(8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出

① 手続の概要

貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

実施なし。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 第1種貨物利用運送事業の登録

(2) 第1種貨物利用運送事業の変更の届出

(3) 第1種貨物利用運送事業の廃止の届出

(4) 第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可

(5) 第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更等の届出

(6) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

(7) 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出

(8) 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出

○ 手続の簡素化および標準処理期間の短縮に向けた取り組みとして、今年度申請分より一部申請、届出手続について申請書様式の国土交通省HPへの掲載による申請書類作成負担の軽減や提出書類の削減等を行い申請、届出書類の簡素化を開始している【平成29年度から実施】。

○ 当該運用の結果を踏まえ、別の手続における手続の簡素化及び標準処理期間の短縮に向けて、申請書様式の国土交通省HPへの掲載による申請書類作成負担の軽減や申請、届出書類の簡素化や更なる手続書類の簡素化について段階的に検討を行う【平成30年度以降順次実施】。

不動産の鑑定評価に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 不動産鑑定業者の更新の登録

① 手続の概要

不動産鑑定業を営もうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける者は国土交通省に、その他の者にあってはその事務所の所在地に属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

なお、不動産鑑定業者の登録の有効期間は5年であるため、引き続き不動産鑑定業を営むためには更新の登録を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 不動産鑑定業者の変更の登録

① 手続の概要

登録した不動産鑑定業者は、登録事項（名称又は商号、役員、事務所の所在地・名称、事務所ごとの専任の鑑定士の氏名等）に変更があったときは、登録をした行政庁宛に変更届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(3) 書類の提出

① 手続の概要

不動産鑑定業者は、毎年1回、過去1年間における事業実績の概要を記載した書類、事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書類等を登録した行政庁宛に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

また、電磁的記録媒体の郵送による申請書類・添付書類の提出が既に可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 不動産鑑定業者の更新の登録

(2) 不動産鑑定業者の変更の登録

(3) 書類の提出

- 登録申請書、変更登録申請書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- H P上によくある添付漏れや記載ミス等の例を掲載し、申請の手戻りがゼロとなるよう工夫する。【平成29年度中に実施】
- 「不動産鑑定業者の更新の登録」、「変更の登録」について、各都道府県のローカルルールの実態把握に取り組む。【平成30年度】

宅地建物取引業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 宅地建物取引業の免許

① 手続の概要

宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には国土交通大臣の、一の都道府県の区域内に事務所を設置して営業しようとする場合には当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HPにおいては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成 19 年 9 月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成 23 年 12 月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(2) 宅地建物取引業の免許の更新

① 手続の概要

宅地建物取引業の免許の有効期間は 5 年であるため、有効期間満了も引き続き宅地建物取引業を営む場合は、免許の更新を受けなければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HPにおいては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成 19 年 9 月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成 23 年 12 月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(3) 免許申請事項の変更の届出

① 手続の概要

免許を受けた宅地建物取引業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HPにおいては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成 19 年 9 月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成 23 年 12 月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキャンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(4) 廃業の届出

① 手続の概要

免許を受けた宅地建物取引業者は、宅地建物取引業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等の HPにおいては、申請書面が Word 等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成 19 年 9 月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極

めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキヤンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(5) 営業保証金供託済の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキヤンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、事業の開始後に新たに事務所を設置し、営業保証金を供託したときは、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

(7) 業務を行う場所の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者は、売買契約の締結又は契約の申込みを受ける物件の案内所等の業務を行う場所を設置する場合は、免許を受けた行政庁及びその所在地を管轄する都道府県知事に所在地、業務内容等を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

なお、本手続については、平成19年9月から、電子申請による受付を開始したが、利用率は極めて低調なまま推移し、向上する見込みはなく、費用対効果が認められないことから、平成23年12月をもって中止した経緯がある。利用率が低調だったのは、電子申請の際には必要書類をスキヤンしアップロードする等の手間やコストが必要であり、窓口で紙媒体を提出する方がむしろ簡便であったことが原因だったと考えられる。

(8) 営業保証金取戻し公告の届出

① 手続の概要

宅地建物取引業者が営業保証金の取戻しをしようと公告をしたときは、遅滞なく、免許を受けた行政庁にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 宅地建物取引業の免許
- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出

- (4) 廃業の届出
- (5) 営業保証金供託済の届出
- (6) 事務所新設の場合の営業保証金の供託済の届出
- (7) 業務を行う場所の届出
- (8) 営業保証金取戻し公告の届出

- 免許申請書や変更届出書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 宅地建物取引業法に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等のHPに掲載している申請書類は、編集のできないPDF形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【平成 29 年度実施済】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
 - (3) 免許申請事項の変更の届出
- 年間申請・届出件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新
- (3) 免許申請事項の変更の届出

- ①方法：事業者ヒアリングにより実施。当該手続きに係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。
- ②時期：事業者からの申請受理や業界団体との意見交換等の機会を捉え、平成 29 年度（3月）に実施。また、平成 30 年度以降、前年度と概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

- (2) 宅地建物取引業の免許の更新

（平成 29 年度計測分）

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：88.3 時間
- ② 総時間コスト： $88.3 \text{ 時間} \times 28,291 \text{ 件} = 2,498,095 \text{ 時間}$

- (3) 免許申請事項の変更の届出

（平成 29 年度計測分）

- ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：48.4 時間
- ② 総時間コスト： $48.4 \text{ 時間} \times 44,469 \text{ 件} = 2,152,300 \text{ 時間}$

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) マンション管理業の登録事項の変更の届出

① 手続の概要

登録を受けたマンション管理業者は、商号・名称又は氏名、住所、事務所の名称及び所在地、役員の氏名等に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

(2) マンション管理業者の廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けたマンション管理業者は、マンション管理業を廃止した場合、合併により消滅した場合等には、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

地方整備局等のHPにおいては、申請書面がWord等の編集可能なファイルで提供可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) マンション管理業の登録事項の変更の届出

(2) マンション管理業者の廃業等の届出

- 登録申請書や変更届出書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく手続は省令で定められた様式により統一されているが、本省及び地方整備局等のHPに掲載している申請書類は、編集のできないPDF形式となっている場合がある。事業者の負担の減少のため、ワードやエクセル等の編集可能な様式に変更するとともに、必要に応じて記載要領等を作成し掲載する。【平成29年度実施済】

不動産特定共同事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出

① 手續の概要

許可を受けた不動産特定共同事業者は、商号又は名称、役員の氏名、事務所の名称及び所在地等に変更があった場合には、許可を受けた主務大臣（国土交通大臣及び金融庁長官）又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

また、電磁的記録媒体の郵送による申請書類・添付書類の提出が既に可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出

- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府国土交通省令第四号）において、必要な提出書類の簡素化を図り、事務所付近の地図及び事務所の写真、事務所を使用する権原に関する書面等の添付を不要とするなど、提出書類・情報の見直しを具体的に実施した。【平成29年度実施済】
- 提出書類（許可申請書等・誓約書）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 変更届出については、変更届出書の記載事項について入力フォームに詳細な記載要領を付けた書式を公表することにより手続をわかりやすくすることで、許可事業者の負担の軽減を図る。【平成29年度中に実施】

建設業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 建設業の許可

① 手続の概要

建設業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。また、建設業の許可の有効期間は5年とされ、許可の更新を受けなければその効力を失う。

許可を受けようとする者及び許可の更新を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には国土交通大臣に、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に許可申請書及び添付書類を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 変更の届出

① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、「商号又は名称」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合)資本金額及び役員等の氏名」、「(個人である場合)その者の氏名及び支配人の氏名」、「経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者」に変更があったときは、当該許可を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(3) 決算報告

① 手続の概要

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了の時において工事経歴書、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面、貸借対照表、損益計算書等を、毎事業年度経過後4月以内に、当該許可を受けた行政庁に提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

(4) 廃業等の届出

① 手続の概要

許可を受けた建設業の廃止等を行ったときは、当該許可を受けた行政庁宛に廃業届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページなどで編集可能なファイルで既に提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 建設業の許可

(2) 変更の届出

(3) 決算の報告

(4) 廃業等の届出

- 行政手続の簡素化により申請者の負担を軽減するため、電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等の簡素化について検討を行う。また、許可の更新等に当たっての申請書類については、既に省略可能な書類等を定めて、一定の行政手続コストの削減に寄与する取組を行っているところではあるが、更なる申請書類等の削減について検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。

- 変更の届出や廃業等の届出など、提出を要する様式が一つに限られている手続についても、添付書類も含めて削減できる書類がないか等について、併せて検討する（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）。
- 上記については、平成30年度予算において建設業者や許可行政庁（地方整備局等・都道府県）へのアンケート調査における実態把握やシステム構築に関する検討を行うとともに、都道府県等との調整を行い、必要な措置を講じる予定【平成30年～31年度】。また、許可申請書類等のインターネットでの閲覧についても、電子申請化と合わせて検討する。
- 建設業許可申請書（様式第1号）や誓約書（様式第6号）等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 建設業の許可
- (2) 変更の届出
- (3) 決算の報告
- (4) 廃業等の届出

年間申請件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 建設業の許可
- (2) 変更の届出
- (3) 決算の報告
- (4) 廃業等の届出

- ①方法：行政書士へのアンケート調査により実施。当該手続きに係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。
- ②時期：平成29年度は実施済（12～1月）。
平成30年度以降、前年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

(1) 建設業の許可

（平成29年度計測分）

- ① 申請1件当たりの平均時間コスト：140.9（時間）
- ② 総時間コスト： $140.9 \text{ (時間)} \times 135,586 \text{ 件} = 19,097,288 \text{ (時間)}$

(2) 変更の届出

（平成29年度計測分）

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：68.7（時間）
- ② 総時間コスト： $68.7 \text{ (時間)} \times 103,003 \text{ 件} = 7,073,216 \text{ (時間)}$

(3) 決算の報告

（平成29年度計測分）

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：83.5（時間）
- ② 総時間コスト： $83.5 \text{ (時間)} \times 443,051 \text{ 件} = 36,994,759 \text{ (時間)}$

(4) 廃業等の届出

（平成29年度計測分）

- ① 届出1件当たりの平均時間コスト：14.5（時間）
- ② 総時間コスト： $14.5 \text{ (時間)} \times 12,154 \text{ 件} = 176,476 \text{ (時間)}$

浄化槽法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 浄化槽工事業の登録

① 手続の概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、浄化槽工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければその効力を失う。

登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 浄化槽工事業の登録

- 浄化槽工事業登録申請書(様式第1号)や誓約書(様式第2号)等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 「浄化槽工事業の登録」に関する申請様式については、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて申請書類を編集可能なファイル形式でホームページへ掲載する都道府県が拡大するよう、平成30年1月に各都道府県に対して依頼を行った。【平成29年度実施済】
なお、運用実態調査の結果、標準処理期間を定めている行政庁において期間の設定に差が見られたことから、今後、設定理由についても確認を行ったうえで、各都道府県における標準処理期間が長く設定されているものについて、短縮が可能かどうかについても検討する。【平成30年度】
- 都道府県によって、申請窓口の部署が異なることから、国土交通省ホームページにおいて、各都道府県における申請窓口の一覧を掲載。【平成29年度実施済】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 解体工事業の登録① 手続の概要

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、解体工事業の登録の有効期間は5年とされ、登録の更新を受けなければその効力を失う。

登録を受けようとする者及び登録の更新を受けようとする者は、当該都道府県知事に登録申請書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

(2) 変更の届出

① 手続の概要

登録を受けた登録解体工事業者は、「商号、名称又は氏名及び住所」、「営業所の名称及び所在地」、「(法人である場合)役員等の氏名」、「(未成年者である場合)法定代理人の氏名及び住所等」に変更があったときは、当該登録を受けた行政庁に変更届出書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

(3) 廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けた解体工事業の廃止等を行ったときは、その旨を、当該登録を受けた行政庁に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式については、都道府県に対してホームページなどで編集可能なファイルを掲載するよう取組の推進を依頼。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 解体工事業の登録

(2) 変更の届出

(3) 廃業等の届出

- 解体工事業登録申請書(様式第1号)や誓約書(様式第2号)等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 「解体工事業の登録」「変更の届出」に係る申請様式については、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて申請書類を編集可能なファイル形式でホームページへ掲載する都道府県が拡大するよう、平成30年1月に各地方公共団体に対して依頼を行った。【平成29年度実施済】
- 「解体工事業の登録」「変更の届出」に関する申請書類の様式については省令で様式が統一されている一方、「廃業等の届出」に関する申請書類については様式の定めが無いことから、平成29年10月に各都道府県に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて、平成30年1月に各都道府県に対して、参考様式を送付し様式を定めるよう依頼した。【平成29年度実施済】

- 各申請に対する標準処理期間について定めていない地方公共団体も存在することから、平成 29 年 10 月に各地方公共団体に対して運用実態調査を行うとともに、その結果をふまえて標準処理期間について定める都道府県が拡大するよう、平成 30 年 1 月に各都道府県に対して依頼を行った。【平成 29 年度実施済】
- なお、運用実態調査の結果、標準処理期間を定めている行政庁において期間の設定に差が見られたことから、今後、設定理由についても確認を行ったうえで、各都道府県における標準処理期間が長く設定されているものについて、短縮が可能かどうかについても検討する。【平成 30 年度】

測量法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 測量業者の登録

① 手続の概要

測量業を営もうとする者は、測量法の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならぬ。なお、測量業者としての登録の有効期間は、5年とする。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(2) 測量業者の更新の登録

① 手続の概要

測量業者としての登録の有効期間満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(3) 測量業者の変更登録

① 手続の概要

測量業者は、商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金又は出資の額及び役員の氏名、主として請け負う測量の種類等に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(4) 営業経歴書等の提出

① 手続の概要

測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(5) 定款等の変更に係る書面の提出

① 手続の概要

測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、使用人数等に関する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、その変更に係る事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

(6) 測量業者の廃業等の届出

① 手続の概要

登録を受けた測量業者が測量業を廃止した場合等に該当することとなった時には、国土交通大臣に廃業届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

電子化がなされ、インターネット上での提出が可能である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 測量業者の登録

(2) 測量業者の更新の登録

- (3) 測量業者の変更登録
- (4) 営業経歴書等の提出
- (5) 定款等の変更に係る書面の提出
- (6) 測量業者の廃業等の届出

- 測量業者の登録は、測量業者の登録簿及び登録申請書の添付書類等を公衆の閲覧に供し、注文者の便を図り、業者の選択が適正に行われるようすること等を目的として行うものである。申請書類等の簡素化には、注文者の理解と協力が必要であるため、注文者に対する申請書類等の活用状況等の調査を行うとともに、測量業者にも申請書類等の簡素化に関する意向調査を行い、必要に応じ申請書類等の簡素化、インターネットにより公表する項目の見直しや申請書類等の簡素化に伴う処理期間の見直し等について検討を行う。【平成 30 年度】
- 測量業者の登録申請書や営業経歴書等の提出書類について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30~31 年度】
- オンライン申請の利用率が低調な原因の一つとして、オンライン申請の制度の周知が十分でないことが考えられるため、オンライン申請についてHPの記載の充実、申請の方法に関するパンフレットの作成・配布により各手続きの電子化を促進する。【平成 29 年度中に実施】
- 測量業者の登録等の手続きは、各地方整備局等で行われているため、各地方整備局等の担当者を集めた会議等を通じて、審査・判断基準が異なるといった、運用上の「ローカルルール」の実態把握を行う。【平成 30 年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (4) 営業経歴書等の提出
年間届出件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (4) 営業経歴書等の提出
 - ①方法：測量業者へのアンケート調査により実施。当該手続き係る工程を、準備、作成・収集、提出に分けて、コスト計測を実施する。
 - ②時期：平成 29 年度は実施済（2 月）。
平成 30 年度以降、前年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

- (4) 営業経歴書等の提出
(平成 29 年度計測分)
 - ① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：50.6（時間）
 - ② 総時間コスト： $50.6 \text{ (時間)} \times 11,242 \text{ 件} = 568,508 \text{ (時間)}$

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出

① 手続の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の規定に基づき、建設業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、建設業の許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）に届け出るものとされている。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページで編集可能なファイルで既に提供している。

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

① 手続の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定に基づき、宅地建物取引業者は、各基準日（毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日）において当該基準日前 10 年間に引き渡した新築住宅について、住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約締結の状況について、宅地建物取引業の免許を受けた行政庁に届け出るものとされている。

② 電子化の状況

申請様式については、ホームページで編集可能なファイルで既に提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

- 事業者団体及び行政庁に対しアンケート・ヒアリングを行い、現在の事務処理手続きにおける課題及び電子申請の導入環境に関する調査を実施した。【平成 29 年度】
- 届出書作成の省力化を図るため、国土交通省ホームページにおいて提供する届出書様式にエクセル形式を追加する。【平成 29 年度】
- 上記調査の結果を踏まえ、手戻り等の減少を図るため、国土交通省ホームページに掲載する記入例等の見直しを行うとともに、Q & A の内容を充実させる。【平成 30 年度】
- 行政手続部会の指摘を踏まえ、平成 30 年度に事業者や行政庁へのアンケート調査における実態把握やシステム構築及び添付書類のあり方に関する検討を行うとともに、行政庁との調整を行い、必要な措置を講じる予定。その際には、建設業の許可申請手続きに関する電子申請のあり方等の調査・検討等と連携するとともに、宅地建物取引業の免許申請等に関するオンライン手続きの状況に留意する。【平成 30 年～31 年度】
- 届出書及び新築住宅に関する事項を記載した一覧表について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
年間届出件数が多いため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出

①方法：事業者へのアンケート調査により実施。当該手続きに係る工程を準備、作成・収集、提出、調整に分けてコスト計測を実施。
②時期：平成 29 年度は実施済（1～3月）。平成 30 年度以降、前年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測の結果

(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出
(平成 29 年度計測分)

① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：1.28（時間）
② 総時間コスト： $1.28 \text{ (時間)} \times 114,455 \text{ 件} = 146,502 \text{ (時間)}$

(2) 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出
(平成 29 年度計測分)

① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：1.23（時間）
② 総時間コスト： $1.23 \text{ (時間)} \times 30,034 \text{ 件} = 36,942 \text{ (時間)}$

建築基準法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 構造方法等の認定

① 手続の概要

構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）は、建築基準法第68条の25に基づき、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度である。大臣認定に係る手続きでは、申請書の提出による申請を要する。

② 電子化の状況

電子申請としていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 構造方法等の認定

- 事業者のニーズを踏まえつつ、行政手続きの電子化の導入について検討中。（平成30年度に大臣認定の申請手続きの電子化等に係るシステムの検討及び構築を行い、平成31年度にシステムの供用開始、手続きの電子化への移行を図る。なお、処理期間の短縮・進捗状況の情報提供が可能なシステムの構築を行うことを検討している。）

軌道法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 車両の衝突事故等の発生の届出

① 手続の概要

軌道法施行規則第30条の規定に基づき、車両の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届出されている。

(2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

① 手続の概要

軌道法施行規則第35条の2第1項の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況をとりまとめて地方運輸局長に提出することとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 車両の衝突事故等の発生の届出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

(2) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

鉄道事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 鉄道施設の変更の認可

① 手続の概要

鉄道事業法第12条第1項に基づき、既存の鉄道施設について、変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(2) 鉄道施設の軽微な変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第12条第2項に基づき、既存の鉄道施設について、国土交通省令に定める軽微な変更を行うときは、その工事計画が鉄道に関する技術上の基準に適合することについて、認可の申請に代わり、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(3) 車両の確認

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第1項に基づき、鉄道車両を新たに事業の用に供しようとするときには、その車両が鉄道の技術上の基準を定める省令に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(4) 車両の構造又は装置の変更の確認

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第2項に基づき、確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを事業の用に供しようとするときは、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）の確認を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第13条第3項に基づき、確認を受けた車両の軽微な変更を行う場合に関しては、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に、あらかじめ、その旨を届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(6) 運賃等の設定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第3項前段に基づき、鉄道運送事業者は、同条第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(7) 運賃等の設定の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第3項後段に基づき、鉄道運送事業者は、同項前段に基づき、国土交通大臣に届け出た旅客運賃等を変更しようとするときも、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。(なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。)

(8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第16条第4項前段に基づき、鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。(なお、オンラインでの提出も可能であったが、利用率が低調であったためオンライン申請を休止した。)

(9) 列車の運行計画の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第17条の規定に基づき、事業者は、列車の運行計画を変更するときは国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。ただし、各事業者にて使用している運行計画をそのまま国土交通大臣に届出させているため、特に様式は定めていない。また、書類の大きさも事業者独自のものであるため、紙媒体にて届け出られている。

(10) 運輸に関する協定の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(11) 運輸に関する協定の変更の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第18条に基づき、鉄道運送事業者が、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(12) 事故等の報告

① 手続の概要

鉄道事業法第19条の規定に基づき、列車の衝突等の事故や輸送に障害を生じた事態が発生した場合には、事業者は、その事故の種類や原因を国土交通大臣に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で届け出られている。

(13) 索道事業の休廃止の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第37条第1項に基づき、索道事業者は、索道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣(地方運輸局長に委任)に届け出ることとして

いる。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出

① 手続の概要

鉄道事業法第37条第2項に基づき、索道事業者は、6ヶ月以上休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第35条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(15) 索道施設の変更の認可

① 手續の概要

鉄道事業法第38条において準用する同法第12条第1項に基づき、既存の索道施設について、変更を行うときは、その工事計画が索道に関する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣（内容によっては地方運輸局長に委任）の認可を受けることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出

① 手續の概要

鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3第5項に基づき、索道事業者は「安全統括管理者」または「運転管理者」を読み替えた「索道技術管理者」を選任及び解任する場合には、それぞれ国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に届出を提出することとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(17) 業務実施規程の変更の届出

① 手續の概要

鉄道事業法第14条第3項（認定鉄道事業者等）及び鉄道事業法施行規則第26条の3第1項に基づき、国土交通大臣に認定を受けた鉄道事業者（以下「認定鉄道事業者」）は、鉄道施設等に関する業務を定めた業務実施規程の一部を変更しようとするとき、国土交通大臣（地方運輸局長に委任）に業務実施規程変更の届出書を提出することとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出

① 手續の概要

鉄道事業法施行規則第78条第1項に基づき、氏名若しくは名称、住所、法人の役員等の変更又は休止している事業の再開及び鉄道事業者が死亡した場合には、遅滞なくその旨を届け出ることとしている。

② 電子化の状況

紙媒体で提出されているが、既に郵送による提出が可能となっている。

(19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出

① 手續の概要

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る鉄道事業実績報告書を提出することとしている。

鉄道事業法第55条第1項及び鉄道事業等報告規則第2条第1項に基づき、鉄道事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、当該事業年度に係る事業報告書を提出することとしている。

② 電子化の状況

両手続とも、紙媒体、電子媒体のどちらでも提出可能としている。

(20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

① 手続の概要

鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条の規定に基づき、事業者は、動力車操縦者の資質の管理の状況をとりまとめて地方運輸局長に提出することとしている。

② 電子化の状況

電子化した様式を全事業者に配布しており、基本的に電子媒体で提出されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 鉄道施設の変更の認可

(2) 鉄道施設の軽微な変更の届出

(15) 索道施設の変更の認可の手続

- (1) 及び (2) については、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、手続きの大幅な簡素化を実施してきたところであるが、今後、事業者に対して、(15) の手続きを含めて更なるコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(3) 車両の確認

(4) 車両の構造又は装置の変更の確認

(5) 車両の構造又は装置の軽微な変更の届出の手続

- 上記3手続は、鉄道事業法第14条に規定された認定鉄道事業者制度により、車両の設計に関する業務の能力が省令で定める基準に適合している事業者を認定し、当該事業者については、既に申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略することとしている。
- また、提出書類には様々な大きさの必要図面を添付しなければならず、電子化した場合は事業者の作業負担が増加することが予想されるが、今後、事業者に対して、上記3手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(6) 運賃等の設定の届出

(7) 運賃等の設定の変更の届出

(8) 国土交通省令で定める料金の設定の届出

- 平成12年の鉄道事業法の一部改正により、旅客運賃等については上限認可制とし、上限の範囲内であれば、所定運賃等を届出により、鉄道事業者の判断で自由に設定できることとしたところである。これにより、鉄道事業者による特定の旅客又は荷主に対する不当に差別的な運賃設定や市場収奪的な運賃設定が行われる可能性があることから、鉄道事業法第16条第5項において、変更命令の発出基準を明確化するとともに、届出られた運賃等が上記事例に該当する場合には是正措置を命ずることができることとしている。上記3手続は、この規定の趣旨から鑑みて、これ以上簡素化することは困難である。
- また、(7)(8)の手続については、以前は電子化されていたが、利用率が低調であったため、現在は電子申請を休止しているものであり、(6)の手続については現在も電子化されている。今後、(6)の手続については、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- (7)(8)の手続については、事業者に対し、電子媒体による届出の要望や問題点の有無について調査した結果、運輸局へ届出する際に、事前の説明等が必要になる場合が多く、オンライン申請のメリットを感じられないことが、利用率が低調である原因の1つとして考えられることから、上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(9) 列車の運行計画の変更の届出

- 本手続では、事業者が自ら使用している運行計画をそのまま紙媒体で届出しているだけであるが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

(10) 運輸に関する協定の届出

(11) 運輸に関する協定の変更の届出

- 輸送の安全、利用者の利便、その他公共の利益を阻害している事実があると認められるときは、鉄道事業法第23条第1項に基づき、鉄道事業者に対し業務改善の命令を行う必要がある。そのため、鉄道事業法施行規則第36条第2項に基づき、協定の契約書の写し等の提出を定めているが、これは契約内容を把握するために必要最低限なものとなっている。
- 上記2手続は既に電子化されているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- また、事業者に対し、電子媒体による届出の利用率が低調であった原因を調査した結果、運輸局へ届出する際に、事前の説明等が必要になる場合が多く、オンライン申請のメリットを感じられないことが、利用率が低調である原因の1つとして考えられることから、上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(12) 事故等の報告

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での届出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

(13) 索道事業の休廃止の届出

(14) 6月以上休止している索道事業の再開の届出の手続き

- 上記2手続については、今後、事業者に対して、上記2手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(16) 索道事業の安全統括管理者又は索道技術管理者の選任又は解任の届出

- 本手続のうち、安全統括管理者については安全に関する業務の経験年数を3年以上等、索道技術管理者については索道の維持及び管理に関する技術上の業務の経験期間が3年以上等の要件を鉄道事業法施行規則に規定しており、当該手続は事業者として頻繁に行われる手続ではない。
- また、安全統括管理者については、原則として取締役等の要件を通達で定めており、その手続のほとんどが役員変更によるものであるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(17) 業務実施規程の変更の届出

- 本手続は、人事異動による安全統括管理者、設計管理者、竣工確認管理者及び竣工確認者の変更に伴う手続がほとんどであり、事業者としての手続は年1回程度であるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記検討を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(18) 鉄道事業者の名称等の変更等の届出

- 本手続については、届出件数のほとんどを役員等の変更で占めており、また、代表権を有しない役員変更については届出頻度を年に1度とすることで簡素化している。
- また、添付資料として鉄道事業法第6条各号に該当しない旨を証する書面の原本が必要であるため、紙媒体での提出を求めているところであるが、今後、事業者に対して、本手続に関するコスト削減の要望について調査する【平成29年度中に実施】。
- 上記調査を踏まえ、必要に応じて削減方策を検討する【平成30年度以降】。

(19) 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出

- 事業報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、平成18年に鉄道事業等報告規則及び鉄道事業会計規則を改正し、報告事項を必要最低限の情報に絞るなど、簡素化・合理化を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。
- 鉄道事業実績報告書の提出手続は既に電子化されており、報告内容についても、鉄道事業等報告規則別表第2で定められている輸送実績や運輸収入、就労人員等、業界の実態を把握し、政策立案の

基礎資料とするための必要最低限の情報に絞っており、簡素化・合理化を図っているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

(20) 動力車操縦者資質管理報告書の提出

- 本手続は既に電子化されており、電子化した様式を全事業者に配布しているが、今後、電子媒体での提出が可能であることについて、改めて事業者に対し周知の徹底を図る【平成29年度中に実施】。

道路運送法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 一般旅客自動車運送事業の許可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、(2) の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内で運賃及び料金を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提供している。

(6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式（word、excel 等）で提

供している。

(7) 運送約款の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(10) 運輸協定の設定及び変更の認可

① 手続の概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運輸協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(16) 特定旅客自動車運送事業の許可

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

特定旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出

① 手続の概要

特定旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

特定旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(20) 旅客自動車運送事業者の届出

① 手続の概要

一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

① 手続の概要

旅客自動車運送事業者は、事業者の区分に応じ、国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長に、必要な報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。

② 電子化の状況

オンラインシステムによる受付は可能としているが、オンラインによる申請はほぼない。事業者へヒアリングしたところ、認知不足ということが判明。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 一般旅客自動車運送事業の許可

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の設定及び変更の認可

(5) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の認可

(7) 運送約款の設定及び変更の認可

(8) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

(10) 運輸協定の設定及び変更の認可

(12) 一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可

(13) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可

(14) 一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可

(16) 特定旅客自動車運送事業の許可

(17) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可

○ 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【平成 29 年度に実施】

○ 手続の審査基準等について、本省及び地方運輸局、地方運輸支局における HP 上での公開を徹底し、審査基準の明確化を図ったところ。【平成 29 年度に実施】

○ 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内でできる限り迅速に審査がなされるよう、地方運輸局等に対して要請する。【平成 29 年度から実施】

○ 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めていないかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【平成 30 年度から実施】

○ 真�性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提

出書類について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】

- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】
- どのようなローカルルールがあるかについて、地方運輸局等及び事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて是正する。【平成 30 年度中に実態把握を行い、平成 31 年度までに実施】
- 処分の進捗状況の情報提供について、電話等で問合せがあれば具体的に回答するよう、地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定及び変更の届出

(9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

(11) 一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出

(15) 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出

(18) 特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出

(19) 特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出

(20) 旅客自動車運送事業者の届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【平成 29 年度に実施】
- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めていないかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【平成 30 年度から実施】
- 真正性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】

(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【平成 29 年度に実施】

○ 業界団体を通じた、事業者へのオンライン手続きの周知を行う。【平成 29 年度から実施】

- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めていないかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【平成 30 年度から実施】

○ 真正性・本人確認については、押印見直しガイドライン（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づいて発出した通達に基づく運用を徹底するよう地方運輸局等に対して要請する。また、提出書類（報告書等）について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30~31 年度】

○ 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】

○ 事業者や各業界団体等へのヒアリングを実施し、報告内容の簡素化について検討する。【平成 30 年度から 31 年度に実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
(21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
- ①方法：事業者に対し、当該手続きに係る工程（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）ごとの時間的コストについて調査を実施。
②時期：平成 29 年度（平成 30 年 1 月）に実施。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施する。

3. コスト計測の結果

- (9) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 44.9 時間
②総時間コスト : $44.9 \text{ 時間} \times 26,972 \text{ 件} = 1,211,043 \text{ 時間}$
- (21) 旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 92.3 時間
② 総時間コスト : $92.3 \text{ 時間} \times 40,822 \text{ 件} = 3,767,871 \text{ 時間}$

タクシー業務適正化特別措置法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) タクシーに関する届出

① 手続の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) タクシーに関する届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【29年度に実施】。
- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めていないかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【平成30年度から実施】
- 提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成30年度から実施】

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出

① 手續の概要

国土交通大臣が指定する運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。【平成29年度に実施】
- 提出書類及び添付資料について、地方ブロックごとの様式のばらつきの有無及び既に入手している書類の再提出を求めていないかについて実態把握を行い、必要に応じて見直しを実施する。【平成30年度から実施】
- 提出書類（届出書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成30年度から実施】

貨物自動車運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等の HP で、編集可能なファイル形式 (word、excel 等) で提供している。

(7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業者が届出をした事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式(word、excel等)で提供している。

(8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出

① 手続の概要

貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式(word、excel等)で提供している。

(9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者等は、事業の運輸を開始した場合、休止した事業を再開した場合等において、その旨を地方運輸局長、運輸支局長等に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式(word、excel等)で提供している。

(10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出

① 手続の概要

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、事業報告書及び事業実績報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式(word、excel等)で提供している。

(11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出

① 手続の概要

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式(word、excel等)で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可

(2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可

(4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可

○ 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【平成29年度に実施】

○ 貨物自動車運送事業法に基づく手続の審査基準について、本省及び地方運輸局、運輸支局におけるHP上の公開を徹底し、審査基準の明確化を図る。【平成29年度から実施】

- 審査の進行状況に関する情報について、迅速かつ適確に事業者に提供するよう努める。【平成 29 年度から実施】
- 申請者から書類を受け付けた際には速やかに審査を開始し、標準処理期間内ができる限り迅速に審査がなされるよう努める。【平成 29 年度から実施】
- 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 29 年度から開始】
- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】
- 出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【平成 30 年度中に実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【平成 31 年度までに実施】
- どのようなローカルルールがあるかについて、地方運輸局等及び事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて是正する。【平成 30 年度中に実態把握を行い、平成 31 年度までに実施】

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出
- (9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【平成 29 年度に実施】
- 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 29 年度から開始】
- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】
- 提出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【平成 30 年度中に実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【平成 31 年度までに実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出

①方法：事業者に対し、当該手続きに係る工程（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）の作業ごとの時間的コストについて調査を実施。
②時期：平成 29 年度（平成 30 年 1 月）に実施。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施する。

3. コスト計測の結果

- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 24.6 時間
②総時間コスト : 24.6 時間 × 182,594 件 = 4,491,812 時間
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 12.7 時間
②総時間コスト : 12.7 時間 × 18,203 件 = 231,178 時間
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 8.9 時間
②総時間コスト : 8.9 時間 × 34,335 件 = 305,582 時間
- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 0.9 時間
②総時間コスト : 0.9 時間 × 10,659 件 = 9,593 時間
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 49 時間
②総時間コスト : 49 時間 × 37,653 件 = 1,844,997 時間
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出
(平成 29 年度計測分)
①申請 1 件当たりの平均時間コスト : 14.2 時間
②総時間コスト : 14.2 時間 × 17,972 件 = 255,202 時間

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定

① 手続の概要

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

(2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定

① 手続の概要

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

① 手続の概要

（1）の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

(4) 使用廃止の届出

① 手続の概要

（1）～（3）による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

届出様式について、各地方運輸局等のHPで、編集可能なファイル形式（word、excel等）で提供している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものを除く）の表示番号の指定

(2) 土砂等運搬大型自動車（事業用自動車であるものに限る）の表示番号の指定

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

(4) 使用廃止の届出

- 本省及び全国の地方運輸局、運輸支局において公表されている申請書類において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、申請書類の記載要領等を必要に応じて公表したところ。また、そもそも申請書類が公表されていない場合においても公表したところ。【平成29年に実施】

- 手続きの電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成29年度から開始】

- 申請書類の内容について、同じ内容の情報を再び求めていないかどうか精査し、必要に応じて手続きの見直しを実施する。【平成 29 年度から開始】
- 提出書類（申請書等）について、「押印見直しガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30 年度】
- 相談対応体制の充実について、来庁による相談に際しては、予定を確保して応じるよう地方運輸局等に対して要請する。【平成 30 年度から実施】
- 地方ブロックごとに異なっていた様式を統一する。【平成 30 年度中に実施】
- 統一された様式の記載要領を作成し、各地方運輸局及び運輸支局において公表する。【平成 31 年度までに実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

(4) 使用廃止の届出

年間申請・届出件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

(4) 使用廃止の届出

①方法：事業者に対し、当該手続に係る行程ごとの時間的コスト（事前準備、作成時間、社内調整時間、提出時間等）について調査を実施。

②時期：平成 29 年度（平成 30 年 1 月）に実施。また、平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

(3) 届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

（平成 29 年度計測分）

①申請 1 件当たりの平均時間コスト：11.9 時間

②総時間コスト：11.9 時間 × 14,904 件 = 177,358 時間

(4) 使用廃止の届出

（平成 29 年度計測分）

①申請 1 件当たりの平均時間コスト：12.1 時間

②総時間コスト：12.1 時間 × 10,860 件 = 131,406 時間

道路運送車両法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 自動車分解整備事業の認証

① 手続の概要

自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

(2)・自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、氏名又は名称及び住所等について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

・自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の相続、合併又は分割により、その地位を承継した者は、その事由が生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

・自動車分解整備事業の譲渡の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者の譲受により、その地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

(3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

① 手続の概要

自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続については郵送による申請書類・添付書類の提出が可能ではあるが、電子化がなされていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 自動車分解整備事業の認証

(2) 自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出

自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの）

自動車分解整備事業の譲渡の届出

(3) 自動車分解整備事業の廃止の届出

- 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の書類について、当該様式の記載事項について点検を行い、必要に応じて見直したうえで、全国で統一した標準の様式を定める。【平成 30 年度末までに実施】
- 提出書類（申請書、登記事項証明書等）について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成 30~31 年度】
- 提出コストの削減については、統一された様式において、ワードやエクセル等、編集が可能な様式とするよう徹底するとともに、手続の電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施する。【平成 30~31 年度に実施】
- また、下記事項について、国土交通省ホームページに掲載することで手続の透明化を図る。
 - ・申請、届出様式（編集可能なファイル形式）
 - ・添付手続一覧
 - ・手続の流れ及び標準処理期間
 - ・手続及び申請に対する処分の進捗状況等の相談に対応する電話窓口一覧

【平成 31 年度末までに実施】

海上運送法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業開始の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

(2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業者が届出をした事項を変更する場合届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

(3) 不定期航路事業の事業廃止の届出

① 手続の概要

人の運送をする不定期航路事業者が事業を廃止したとき届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

(4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出

① 手続の概要

外航貨物定期航路事業の開始に係る届出事項を変更しようとする場合に、変更事項の届出を行うもの。

② 電子化の状況

電子化していない

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出

(2) 人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出

(3) 不定期航路事業の事業廃止の届出

(4) 貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出

○ 手続きの簡素化のため、現在、本省のホームページで公表している申請手続きにおいて、申請様式等についてワードやエクセルなどの編集を可能とする様式及び記載例の掲載を進める等、必要に応じて改善策を講じる【29年度中に実施】。

○ 行政手続のオンライン化に向けた政府内の整理等を踏まえ、メール等利便性の高い手続を検討する。【30年度中に実施】

内航海運業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 内航海運事業の変更登録

① 手続の概要

内航海運事業者が登録事項を変更する場合登録を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

(2) 内航海運事業の軽微な届出

① 手続の概要

内航海運事業者が登録事項の軽微な変更をしたときは届出を行う。

② 電子化の状況

電子化していない

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 内航海運事業の変更登録

(2) 内航海運事業の軽微な届出

○現在、本省のホームページで公表している申請手続きにおいて、申請様式等についてワードやエクセルなどの編集を可能とする様式及び記載例の掲載を進める等、必要に応じて改善策を講じる【平成29年度中に実施】。

○行政手続のオンライン化に向けた政府内の整理等を踏まえ、メール等利便性の高い手続を検討する。【30年度中に実施】

○ (1)について、申請案内に標準処理期間を記載し、本省のホームページに掲載する。【平成29年度中に実施】

港湾運送事業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 事業計画の変更の認可

① 手続の概要

港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

② 電子化の状況

平成 29 年度に本省 HP 上に編集可能な様式を掲載した。また、電子メールや郵送での申請が可能である。

(2) 事業計画の軽微な変更の届出

① 手続の概要

港湾運送事業者は国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出

① 手続の概要

港湾運送事業者は、氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があった場合は、当該変更の日から 30 日以内に、当該変更があった旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において当該変更が役員又は社員の変更であるときは、法第 6 条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書を添付しなければならない。

② 電子化の状況

平成 29 年度に本省 HP 上に編集可能な様式を掲載した。また、電子メールや郵送での申請が可能である。

(4) 事業概況報告書等の提出

① 手続の概要

港湾運送事業者は、国土交通大臣及びその掌む港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならない。

② 電子化の状況

上記の手続について電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 事業計画の変更の認可

(2) 事業計画の軽微な変更の届出

(3) 港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出

(4) 事業概況報告書等の提出

- 事業者の負担減少のため、平成 29 年度において本省 HP にて、編集可能なファイル形式 (Excel 及び word) で各種様式を掲載した。【平成 29 年度に実施済】
- 事業者アンケートの結果、提出書類の記載方法が分かりづらいとの意見があつたため、各種様式の記入例等の作成を検討した。【平成 29 年度に実施済】
- 事業者アンケートの結果、電子申請が可能であることを知らない事業者がいたため、平成 29 年度に引き続き、電子申請システムによるオンライン申請が可能なものについては、事業者に対し利用方法の

さらなる周知を図る。【平成 30 年～31 年度】

- 上記検討を踏まえ、必要に応じて、利便性を高めるために各種様式の記入例の作成や、不要な提出書類の削減等のコスト削減方策を実施する。また、申請受理後の処理時間の短縮や進捗状況の情報提供について検討する。【平成 30 年～31 年度】

3 コスト計測

1. 選定理由

(4) 事業概況報告書等の提出

年間件数が多く、手続コストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(4) 事業概況報告書等の提出

①方法：平成 29 年度と同様の様式を用いて、事業者ヒアリングにより実施。

事業者サイドに発生する工程を準備、作成・収集、提出の 3 段階に分けた計測方法とする。

②時期：平成 29 年度は 2 月に実施。平成 30 年度以降、前年と概ね同時期に実施。

3. コスト計測の結果

(4) 事業概況報告書等の提出

（平成 29 年度計測分）

① 申請 1 件当たりの平均時間コスト：3.7 時間

② 総時間コスト：3.7 時間（分、時間または日）× 39,196 件 = 145,025 時間

航空法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 運航規程及び整備規程の変更の認可

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、航空機の運航及び整備に関する事項について定めた運航規程及び整備規程を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

申請書に係る大部分の書類について電子媒体による提出を認めている（電子メールや郵送でも申請書類を受け付けている。）。

(2) 運賃及び料金の届出

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(3) 運賃及び料金の変更届出

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(4) 運賃及び料金の認可

① 手続の概要

国際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(5) 運賃及び料金の変更認可

① 手続の概要

国際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可

① 手続の概要

混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けた本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供している。また、郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となっている。

(7) 事業計画の変更認可

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（同条第3項及び第4項に規定するものを除く。）をし

ようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告

① 手続の概要

本邦航空運送事業者は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

② 電子化の状況

報告すべき事案が発生した場合は、航空運送事業者はオンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を行っている。

(10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出

① 手続の概要

航空機使用事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供している。また、郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となっている。

(11) 外国航空機の航行の許可

① 手続の概要

国際民間航空条約の締約国の国籍を有する航空機であって外国、外国の公共団体等の使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機は、本邦発着または本邦領空を通過する航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(12) 外国航空機の国内使用許可

① 手続の概要

外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機及び有償で本邦発着の運送を行う航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦内の各地間において航行を行うときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(13) 運賃及び料金の認可

① 手続の概要

外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(14) 運賃及び料金の変更の認可

① 手続の概要

外国人国際運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(15) 事業計画変更の認可

① 手続の概要

外国人国際運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(16) 事業計画変更の届出

① 手続の概要

外国人国際運送事業者が、軽微な事項について事業計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可

① 手続の概要

外国人国際運送事業者の当該事業に供する航空機を除き、外国の国籍を有する航空機が、本邦発着の国際有償運送を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化されており、インターネット上での提出が可能である。

(18) 第1類営業の承認

① 手続の概要

空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行おうとする者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。

② 電子化の状況

HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを検討している。

(19) 第2類営業の承認

① 手続の概要

空港内の国の管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者で第12条第1項の承認を受けるべき者以外の者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。

② 電子化の状況

HPなどで、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを検討している。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 運航規程及び整備規程の変更の認可

(2) 運賃及び料金の届出

(3) 運賃及び料金の変更届出

(4) 運賃及び料金の認可

(5) 運賃及び料金の変更認可

(6) 混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変更の認可

(7) 事業計画の変更認可

(8) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出

(10) 事業計画の変更（国土交通省令で定める事項）の届出

○ オンライン手続の利用方法を事業者に改めて周知する。【平成29年度中に実施】

※上記項目のうち、オンライン手続の利用率が低調な項目について、その原因として考えられるものは以下のとおり。

(7) 及び (8) : オンラインシステムは存在しているが、オンライン手続きを利用しなければならな

い程の緊急性に乏しく、普段から担当者どうしでやり取りのある申請者が、直接説明した上で提出することを選択しているため。

- 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【平成29年度中に実施】
- (4)、(5)、(7) 及び (8) については、電子署名を不要とした。【平成29年度中に実施】

(9) 安全上の支障を及ぼす事態の報告

- 報告すべき事案が発生した場合は、オンラインシステムである航空安全情報管理・提供システムによる報告を求めているが、利便性向上の観点から利用者の要望を聞きながら必要に応じて、今後同システムの更なる改善に取り組んでいく。【H29年度～H31年度】

(11) 外国航空機の航行の許可

(12) 外国航空機の国内使用許可

(13) 運賃及び料金の認可

(14) 運賃及び料金の変更の認可

(15) 事業計画変更の認可

(16) 事業計画変更の届出

(17) 外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運送許可

- 各事業者に対して、オンライン手続について利用方法等を周知し、オンライン手続への移行を促す。【平成29年度中に実施】

※上記項目のうち、オンライン手続の利用率が低調な項目について、その原因として考えられるものは以下のとおり。

(12) 及び (17)：オンラインシステムは存在しているが、普段から担当者どうしでやり取りのある申請者が、直接説明した上で提出することを選択しているため。

(11)、(13) 及び (14)～(16)：オンライン手続の利用方法を知らない申請者が多いため。

(利用方法を周知し、申請者のニーズに合う範囲でオンライン手続への移行を促すこととしている。)

- 申請・届出として提出を求める内容を精査し、手続の簡素化を図る。【H29年度中に実施】

- 各事業者に意見聴取を行なながら、必要に応じて申請書の記載方法を見直す。【H30年度～H31年度に実施】

- 提出書類((11)～(17)に係るもの(事業計画変更認可申請書等))について、「押印見直しガイドライン」及び「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討する。【平成30～31年度】

(18) 第1類営業の承認

(19) 第2類営業の承認

- 申請様式の記載内容、押印の必要性、標準処理期間・審査基準の公表等について、見直し・検討を行い、手続きの簡素化を図る。【平成30年度中に実施】また、提出を求める書類について、見直し・検討を行い、手続きの簡素化を図る。【平成31年度中に実施】

- 相談対応体制の充実について、同体制の新設・充実につき、検討する【平成31年度】。

- 処理期間の短縮について、同期間の短縮及び進捗状況の情報提供につき、検討する【平成31年度】。

- 申請書類の提出について、郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となるよう、検討する【平成29年度中に実施】。

国際観光ホテル整備法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 経営状況報告

① 手続の概要

国際観光ホテル整備法第44条第1項及び国際観光ホテル施行規則第37条第1項の規定に基づき、登録ホテル及び旅館は毎事業年度終了後3か月以内に経営状況報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を観光庁長官に提出する。

② 電子化の状況

経営状況報告書を書面で提出。（当該経営状況報告書の様式は観光庁WEBサイトにてダウンロード可能。）

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 経営状況報告

- 経営状況報告書が観光庁WEBサイトにてダウンロード可能である旨を登録ホテル及び旅館に対して周知した【平成29年度中に実施済】。
- 観光庁WEBサイトにおいて、当該経営状況報告書に添付すべき書類を貸借対照表、損益計算書その他経営状況を示す資料と具体的に記載した【平成29年度中に実施済】。

旅行業法

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 登録事項の変更の届出

① 手続の概要

旅行業法第6条の4第3項の規定に基づき、旅行業者の名称、営業所の所在地等の変更があった場合に観光庁長官に届け出る。

② 電子化の状況

旅行業法施行規則第4号様式及び第5号様式により書面で提出。申請様式のWordファイルを観光庁WEBサイトにおいて掲載。

(2) 取引額の報告

① 手続の概要

旅行業法第10条の規定に基づき、事業年度終了後100日以内にその事業年度における旅行者との取引額を観光庁長官に報告する。

② 電子化の状況

旅行業法施行規則第6号様式により書面で提出。申請様式のWordファイルを観光庁WEBサイトにおいて掲載。

(3) 旅行業約款の変更の認可

① 手続の概要

旅行業法第12条の2第1項の規定に基づき、旅行業者が旅行者と契約する旅行業務の取扱いに関する契約に関し定めた旅行業約款を変更する場合に観光庁長官の認可を受ける。

② 電子化の状況

旅行業約款変更認可申請書を書面で提出。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 登録事項の変更の届出

(2) 取引額の報告

(3) 旅行業約款の変更の認可

- (1)、(2)について、平成29年12月に観光庁WEBサイトにおいて申請様式のWordファイルを掲載した【平成29年度中に実施】。
- (3)について、記入例を作成し、観光庁WEBサイトにおいて掲載することにより、事業者の負担軽減を図る【平成30年度中に実施】。

以上

基本計画（参考資料）

目 次

| | |
|---|----|
| 倉庫業法 | 1 |
| 貨物利用運送事業法 | 2 |
| 不動産の鑑定評価に関する法律 | 6 |
| 宅地建物取引業法 | 7 |
| マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 9 |
| 不動産特定共同事業法 | 10 |
| 建設業法 | 10 |
| 浄化槽法 | 13 |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 14 |
| 測量法 | 16 |
| 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 | 17 |
| 建築基準法 | 18 |
| 軌道法 | 18 |
| 鉄道事業法 | 19 |
| 道路運送法 | 23 |
| タクシー業務適正化特別措置法 | 32 |
| 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律 | 32 |
| 貨物自動車運送事業法 | 33 |
| 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | 37 |
| 道路運送車両法 | 38 |
| 海上運送法 | 39 |
| 内航海運業法 | 39 |
| 港湾運送事業法 | 40 |
| 航空法 | 42 |
| 国際観光ホテル整備法 | 45 |
| 旅行業法 | 46 |

基本計画（参考資料）

倉庫業法

| 根拠法令・条文 | |
|-----------------|--|
| (1) | ◆倉庫業法（昭和三十一年六月一日法律第百二十一号）（抄） (登録) 第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならぬ。 |
| (2) | ◆倉庫業法（昭和三十一年六月一日法律第百二十一号）（抄） (変更登録等) 第七条 第三条の登録を受けた者（以下「倉庫業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 （略） 3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 4 （略） |
| (4) | ◆倉庫業法（昭和三十一年六月一日法律第百二十一号）（抄） (営業等の廃止) 第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2 （略） |
| (5) ～ (7) | ◆倉庫業法施行規則（昭和三十一年十月二十五日運輸省令第五十九号）（抄） (料金の届出等) 第二十四条 倉庫業者は、その営業に係る倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め又は変更したときは、料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫料金届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。 一 氏名等 二 料金の種別、額及び適用方法 三 設定又は変更に係る料金の施行日 2 倉庫業者（法人に限る。）は、その役員を変更したときは、その日から三十日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に、当 |

| | |
|--|--|
| | <p>該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付して、これを地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 倉庫業者は、毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。)ごとの期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書(第八号様式)並びに受寄物出入庫高及び保管残高を記載した受寄物出入庫高及び保管残高報告書(第九号様式)を、当該四半期の経過後三十日以内に地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>6～7 (略)</p> |
|--|--|

貨物利用運送事業法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p>◆貨物利用運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十二号）（抄） (登録)</p> <p>第三条 第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
| (2) | <p>◆貨物利用運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十二号）（抄） (変更登録等)</p> <p>第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「第一種貨物利用運送事業者」という。）は、第四条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一種貨物利用運送事業者は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があったとき又は第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> |
| (3) | <p>◆貨物利用運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十二号）（抄） (事業の廃止)</p> <p>第十五条 第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>◆貨物利用運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十二号）（抄） （事業計画及び集配事業計画）</p> |
| | <p>第二十五条 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |
| | <p>◆貨物利用運送事業報告規則（平成二年十一月二十九日運輸省令第三十二号） （抄）</p> |
| | <p>（事業報告書及び事業実績報告書）</p> <p>第二条 貨物利用運送事業を経営する者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。</p> |

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|--|--------|--|---------------------------|
| 一 船舶運航事業者 の行う国際貨物運送（以下「外航運送」という。）又は航空運送事業者の行う貨物の運送（以下「航空運送」という。）に係る貨物利用運送事業のみを經營す | 国土交通大臣 | 毎事業年度に係る事業報告書 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 毎年七月十日まで |

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|--|-------------------------------|
| | る者(第三号に掲 げる者を除く。) | | | |
| 二 | 船舶運航事業者 の行う本邦内の各 地間における貨物 の運送(以下「内 航運送」とい う。)又は貨物自 動車運送事業者の 行う貨物の運送 (以下「貨物自動 車運送」とい う。)に係る第一 種貨物利用運送事 業のみを経営する 者(次号及び第四 号に掲げる者を除 く。) | 所轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る 事業報告書 前年四月一日から 三月三十一日まで の期間に係る事業 実績報告書 | 毎事業年度の経過 後百日以内 毎年七月十日まで |
| 三 | 外国人等による 国際貨物運送に係 る貨物利用運送事 業(以下「外国人 国際貨物利用運送 事業」という。) のみを経営する者 | 国土交通大臣 | 前年四月一日から 三月三十一日まで の期間に係る事業 実績報告書 | 毎年七月十日まで |
| 四 | 外国人等であつ て、内航運送又は 貨物自動車運送に 係る第一種貨物利 用運送事業及び外 国人国際貨物利用 | 所轄地方運輸局長 国土交通大臣及び 所轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る 事業報告書 前年四月一日から 三月三十一日まで の期間に係る事業 実績報告書 | 毎事業年度の経過 後百日以内 毎年七月十日まで |

| | | | | |
|-----|--|------------------|----------------------------------|---------------|
| | 運送事業のみを經營するもの | | | |
| | 五 前四号のいずれにも該当しない者 | 国土交通大臣及び所轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 |
| | | | 前年四月一日から 三月三十一日まで の期間に係る事業 | 毎年七月十日まで |
| | | | | 実績報告書 |
| | 2～3 (略) | | | |
| (7) | ◆貨物利用運送事業報告規則（平成二年十一月二十九日運輸省令第三十二号） (抄) (運賃及び料金の届出) 第三条 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類 三 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。） 四 設定又は変更の実施の日 2～3 (略) | | | |
| (8) | ◆貨物利用運送事業法施行規則（平成二年七月三十日運輸省令第二十号）（抄） (届出) 第四十九条 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。 一 第四条第二項第一号及び第三十条第二項第一号の事業の計画の内容に変更があった場合（第四条第二項第一号ハ及び第三十条第二項第一号ハを除く。）登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長 二 休止していた第二種貨物利用運送事業を再開した場合 当該休止の届出 | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>を受理した国土交通大臣又は地方運輸局長</p> <p>三 法第十二条（法第十八条第三項で準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項及び法第二十八条（法第三十四条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣又は地方運輸局長</p> <p>四 貨物利用運送事業者の氏名若しくは名称、住所又は国籍に変更があった場合 当該事業の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長</p> <p>五 貨物利用運送事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があった場合 当該事業の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長</p> <p>六 貨物利用運送事業に関する団体が解散し、又は第四十五条第一号から第三号までに掲げる事項に変更を生じた場合 国土交通大臣</p> <p>2～4 (略)</p> |
|--|---|

不動産の鑑定評価に関する法律

| | 根拠法令・条文 |
|-----|---|
| (1) | <p>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年七月十六日法律第百五十二号) (不動産鑑定業者の登録)</p> <p>第二十二条 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。</p> <p>2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、五年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> |
| (2) | <p>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年七月十六日法律第百五十二号) (変更の登録)</p> <p>第二十七条 不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>2 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に関する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申請書の国土交通大臣への提出は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> |
| (3) | <p>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年七月十六日法律第百五十二号) (書類の提出義務)</p> <p>第二十八条 不動産鑑定業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、次の各号に掲げる書類を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 過去一年間における事業実績の概要を記載した書面 二 事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書面 三 その他国土交通省令で定める書面 |

宅地建物取引業法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）> |
| (2) | <p>第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、免許の更新を受けなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> |
| (3) | <p><宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）></p> <p>第九条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に</p> |

| | |
|-----|--|
| | 届け出なければならない。 |
| (4) | <p><宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）></p> <p>第十一條 宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事實を知つた日）から三十日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宅地建物取引業者が死亡した場合 その相続人 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者 三 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人 五 宅地建物取引業を廃止した場合 宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員 <p>2 (略)</p> |
| (5) | <p><宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）></p> <p>第二十五条 宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> |
| (6) | <p><宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）></p> <p>第二十六条 宅地建物取引業者は、事業の開始後新たに事務所を設置したとき（第七条第一項各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。）は、当該事務所につき前条第二項の政令で定める額の営業保証金を供託しなければならない。</p> <p>2 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。</p> |

| | |
|-----|--|
| (7) | <p><宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）></p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、あらかじめ、第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所について所在地、業務内容、業務を行う期間及び専任の宅地建物取引士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p> |
| (8) | <p><宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年七月二十二日法務省・建設省令第一号）（抄）></p> <p>第八条（略）</p> <p>3 営業保証金の取戻しをしようとする者が第一項又は前項の規定により公告をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項第三号又は前項第三号に規定する国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> |

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

| | 根拠法令・条文 |
|-----|---|
| (1) | <p><マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）></p> <p>第四十八条 マンション管理業者は、第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2～3（略）</p> |
| (2) | <p><マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）></p> <p>第五十条 マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 死亡した場合 その相続人 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者 三 破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 |

| | |
|--|--|
| | <p>その清算人</p> <p>五 マンション管理業を廃止した場合 マンション管理業者であった個人 又はマンション管理業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

不動産特定共同事業法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p><不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）></p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十条 不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号（第五号から第七号までを除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> |

建設業法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p><建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）（抄）></p> <p>（建設業の許可）</p> <p>第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。</p> <p>一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの</p> <p>二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第五条 一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号又は名称 二 営業所の名称及び所在地 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名 五 第七条第一号イ又はロに該当する者（法人である場合においては同号に規定する役員のうち常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。）及びその営業所ごとに置かれる同条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名 六 許可を受けようとする建設業 七 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類 |
| (2) | <p><建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）（抄）></p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 許可に係る建設業者は、第七条第一号イ又はロに該当する者として証明さ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>れた者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号口に該当しなくなつた場合又は営業所に置く<u>同条第二号</u>イ、口若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十三号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p><建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（抄）></p> <p>（氏名の変更の届出）</p> <p>第七条の二 建設業者は、<u>法第七条第一号</u> イ若しくは口に該当する者として証明された者又は営業所に置く<u>同条第二号</u> イ、口若しくはハに該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（使用人の変更の届出）</p> <p>第八条 建設業者は、新たに<u>令第三条</u> に規定する使用人になつた者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る<u>法第六条第一項第四号</u> 及び<u>第四条第四号</u> から<u>第六号</u> までに掲げる書面を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> |
| (3) | <p><建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）（抄）></p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第十一条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> |
| (4) | <p><建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）（抄）></p> <p>（廃業等の届出）</p> <p>第十二条 許可に係る建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>一 許可に係る建設業者が死亡したときは、その相続人</p> <p>二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者</p> <p>三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人</p> <p>四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人</p> <p>五 許可を受けた建設業を廃止したときは、当該許可に係る建設業者であつた個人又は当該許可に係る建設業者であつた法人の役員</p> |
|--|---|

浄化槽法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p><浄化槽法（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号）（抄）></p> <p>（登録）</p> <p>第二十一条　浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2　（略）</p> <p>3　前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4・5　（略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第二十二条　前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「工事業登録申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二　営業所の名称及び所在地</p> <p>三　法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において同じ。）の氏名</p> <p>四　第二十九条第一項に規定する浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号</p> <p>2　前項の申請書には、工事業登録申請者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。</p> |

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

| 根拠法令・条文 | |
|---------|--|
| (1) | <p>＜建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百四号) (抄) ＞ (解体工事業者の登録)</p> <p>第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第二十二条 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 商号、名称又は氏名及び住所二 営業所の名称及び所在地三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。)の氏名四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)五 第三十一条に規定する者の氏名 <p>2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> |
| (2) | <p>＜建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百四号) (抄) ＞ (変更の届出)</p> <p>第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第八号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。</p> <p><解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年五月十八日国土交通省令第九十二号）（抄）></p> <p>（変更の届出）</p> <p>第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書 二 法第二十二条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書 三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第四条第一項第一号及び第三号の書面 四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、第三号及び第五号の書面 五 法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 第四条第一項第二号の書面 <p>2 都道府県知事は、第四条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させができる。</p> |
| (3) | <p><建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百四号)（抄）></p> <p>（廃業等の届出）</p> <p>第二十七条 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>一 死亡した場合 その相続人</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。)であった者</p> <p>三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合 解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を失う。</p> |
|--|---|

測量法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条</p> <p>第1項 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の登録の有効期間は、五年とする。</p> |
| (2) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条</p> <p>第3項 第一項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> |
| (3) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条の七</p> <p>第1項 測量業者は、第五十五条の二第一号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類について変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。</p> |
| (4) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条の八</p> <p>第1項 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> |

| | |
|-----|--|
| (5) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条の八</p> <p>第2項 測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、第五十五条の三第四号に規定する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更に係る事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> |
| (6) | <p><測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号）（抄）></p> <p>第五十五条の九</p> <p>第1項 測量業者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人である測量業者が死亡した場合 その相続人 二 法人である測量業者が合併により解散した場合 その法人を代表する役員であつた者 三 法人である測量業者が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人 四 法人である測量業者が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人 五 測量業を廃止した場合 測量業者であつた個人又は測量業者であつた法人を代表する役員 |

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p>◆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号） (抄) (住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)</p> <p>第四条 前条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

| | |
|-----|---|
| (2) | <p>◆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号） (抄)</p> <p>（住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等）</p> <p>第十二条 前条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事（信託会社等にあっては、国土交通大臣。次条において同じ。）に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
|-----|---|

建築基準法

| 根拠法令・条文 | |
|---------|---|
| (1) | <p>◆建築基準法（昭和25年法律第201号）(抄) (構造方法等の認定)</p> <p>第六十八条の二十五 構造方法等の認定（前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> |

軌道法

| 根拠法令・条文 | |
|---------|--|
| (1) | <p>軌道法施行規則</p> <p>第三十条 車両ノ衝突若ハ火災其ノ他ノ車両ノ運転中ニ於ケル事故、軌道ニ依ル輸送ニ障害ヲ生ジタル事態、軌道ニ係ル電気事故又ハ軌道施設ノ災害デアリ告示ノ定ムルモノガ生ジタルトキハ遅滞ナク事故ノ種類、原因其ノ他ノ告示ノ定ムル事項ヲ届出ヅベシ</p> |
| (2) | <p>軌道法施行規則</p> <p>第三十五条の二 軌道経営者ハ事務所毎ニ動力車操縦者資質管理報告書ヲ調製シ毎四半期経過後一月以内ニ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ</p> |

鉄道事業法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十二条 鉄道事業者は、第十条第一項又は前条第一項の検査に合格した後に おいて鉄道施設を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところに より当該変更に係る工事計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければな らない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りで ない。</p> <p>2～4 (略)</p> |
| (2) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 鉄道事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしよ うとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> |
| (3) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十三条 鉄道運送事業者（第一種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第一種 鉄道事業者」という。）及び第二種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第二 種鉄道事業者」という。）をいう。以下同じ。）は、車両を当該鉄道事業の 用に供しようとするときは、その車両が鉄道営業法第一条の国土交通省令で 定める規程に適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| (4) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 鉄道運送事業者は、前項の確認を受けた車両について、その構造又は装置 を変更してこれを当該鉄道事業の用に供しようとするときは、同項の規定の 例により、国土交通大臣の確認を受けなければならない。ただし、国土交通 省令で定める軽微な変更をしてこれを当該鉄道事業の用に供しようとする ときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> |
| (5) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 鉄道運送事業者は、前項ただし書の場合には、あらかじめ、その旨を国土 交通大臣に届け出なければならない。</p> |

| | |
|------|---|
| (6) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (前段)</p> <p>4・5 (略)</p> |
| (7) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (後段)</p> <p>4・5 (略)</p> |
| (8) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (前段)</p> <p>5 (略)</p> |
| (9) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十七条 鉄道運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、列車の運行計画を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (後段)</p> |
| (10) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十八条 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (前段)</p> |
| (11) | <p>鉄道事業法</p> <p>第十八条 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (後段)</p> |

| | |
|------|--|
| (12) | 鉄道事業法 第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。 |
| (13) | 鉄道事業法 第三十七条 索道事業者は、索道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2 (略) |
| (14) | 鉄道事業法 第三十七条 (略) 2 索道事業者は、六月以上休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第三十五条の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 |
| (15) | 鉄道事業法 第三十八条 (第十二条第一項準用) (前略) 第十二条(中略)の規定は、索道事業について準用する。この場合において、(中略) 第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と(中略)読み替えるものとする。 第十二条第一項： 鉄道事業者は、第十条第一項又は前条第一項の検査に合格した後において鉄道施設を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該変更に係る工事計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 |
| (16) | 鉄道事業法 第三十八条 (第十八条の三第五項準用) (前略) 第十八条から第十九条の四まで(中略)の規定は、索道事業について準用する。この場合において、(中略) 第十八条の三第二項第五号、第四項、第五項及び第七項中「運転管理者」とあるのは「索道技術管理者」と(中略)読み替えるものとする。 第十八条の三第五項： 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---|--|---|-------|--|------------------|-----|---|-----------------|--|----------------------|------------|
| (17) | <p>鉄道事業法施行規則</p> <p>第二十六条の三 認定鉄道事業者は、認定事務所の業務実施規程を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施規程変更承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第二十四条の二第一号ハに掲げる事項以外の変更にあつては、次に掲げる事項を記載した業務実施規程変更届出書を国土交通大臣に提出することをもつて足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所 二 認定事務所の名称及び所在地 三 認定を受けている業務の種類 四 認定を受けている業務の能力の別 五 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。) 六 変更を必要とする理由 <p>2 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |
| (18) | <p>鉄道事業法施行規則</p> <p>第七十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく(法人であつて、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合にあつては、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに)、その旨を同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。</p> <table border="1" data-bbox="371 1236 1346 1972"> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 1236 504 1528">鉄道事業者</td><td data-bbox="504 1236 1049 1528"> 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 休止している事業を再開した場合 </td><td data-bbox="1049 1236 1346 1528"> 当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 当該休止を届け出た地方運輸局長 </td></tr> <tr> <td data-bbox="371 1528 504 1797">索道事業者</td><td data-bbox="504 1528 1049 1797"> 運輸を開始した場合 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 </td><td data-bbox="1049 1528 1346 1797"> 当該事業の許可をした地方運輸局長 </td></tr> <tr> <td data-bbox="371 1797 504 1972">相続人</td><td data-bbox="504 1797 1049 1972">六月末満休止している事業を再開した場合(休止の期間が第五十一条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。)</td><td data-bbox="1049 1797 1346 1972">当該休止を届け出た地方運輸局長</td></tr> <tr> <td data-bbox="371 1972 504 1972"></td><td data-bbox="504 1972 1049 1972">鉄道事業者が、死亡した場合(第四十一条の</td><td data-bbox="1049 1972 1346 1972">当該事業の許可をした</td></tr> </tbody> </table> | 鉄道事業者 | 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 休止している事業を再開した場合 | 当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 当該休止を届け出た地方運輸局長 | 索道事業者 | 運輸を開始した場合 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 | 当該事業の許可をした地方運輸局長 | 相続人 | 六月末満休止している事業を再開した場合(休止の期間が第五十一条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。) | 当該休止を届け出た地方運輸局長 | | 鉄道事業者が、死亡した場合(第四十一条の | 当該事業の許可をした |
| 鉄道事業者 | 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 休止している事業を再開した場合 | 当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 当該休止を届け出た地方運輸局長 | | | | | | | | | | | |
| 索道事業者 | 運輸を開始した場合 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合 | 当該事業の許可をした地方運輸局長 | | | | | | | | | | | |
| 相続人 | 六月末満休止している事業を再開した場合(休止の期間が第五十一条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。) | 当該休止を届け出た地方運輸局長 | | | | | | | | | | | |
| | 鉄道事業者が、死亡した場合(第四十一条の | 当該事業の許可をした | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------|---|--|
| | | 規定により申請書を提出した場合を除く。) 国土交通大臣又は地方運輸局長 |
| | | 索道事業者が、死亡した場合(第六十二条において準用する第四十一条の規定により申請書を提出した場合を除く。) 当該事業の許可をした地方運輸局長 |
| 2 (略) | | |
| (19) | 鉄道事業等報告規則 第二条 鉄道事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に、当該事業年度に係る事業報告書をそれぞれ一通、毎年五月三十日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る鉄道事業実績報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。 | |
| 2・3 (略) | | |
| (20) | 鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則 第二条 鉄道事業者は、その事務所ごとに、動力車操縦者の資質の管理の状況をとりまとめて記載した動力車操縦者資質管理報告書を、毎四半期経過後一月以内に、その事務所の所在地を所轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に提出しなければならない。 | |
| 2 (略) | | |

道路運送法

| 根拠法令・条文 | |
|---------|---|
| (1) | 道路運送法 (一般旅客自動車運送事業の許可) 第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2 (略) |
| (2) | 道路運送法 |
| (3) | (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金) 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可 |

| | |
|------------|--|
| | <p>受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>6 (略)</p> |
| (4) | <p>道路運送法</p> <p>(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)</p> <p>第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> |
| (5) (6) | <p>道路運送法</p> <p>(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)</p> <p>第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 (略)</p> |

| | |
|------------|--|
| (7) | <p>道路運送法 (運送約款)</p> <p>第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| (8) (9) | <p>道路運送法 (事業計画の変更)</p> <p>第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行つた場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。</p> <p>4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。</p> <p>5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ならない。</p> <p>6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。</p> |
| (10) | <p>道路運送法 (協定の認可)</p> <p>第十九条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> |
| (11) | <p>道路運送法 (安全管理規程等)</p> <p>第二十二条の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p> |
| (12) | <p>道路運送法 (事業の管理の受委託)</p> <p>第三十五条 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
| (13) | 道路運送法 |
| (14) | <p>(事業の譲渡及び譲受等)</p> <p>第三十六条 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないとときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> |
| (15) | <p>道路運送法 (事業の休止及び廃止)</p> <p>第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> |
| (16) ～ (19) | <p>道路運送法 (特定旅客自動車運送事業)</p> <p>第四十三条 特定旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条から第二十三条まで、第二十三条の五、第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条から第二十九条の三まで、第三十三条、第四十条及び第四十一条の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五条第二項中「第六条」とあるのは「第四十三条第三項」と、第十七条中「第十五条第一項の規定にかかわらず」とあるのは「第四十三条第五項において準用する第十五条第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項」とあるのは「事業計画の変更については、第四十三条第五項において準用する第十五条第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> |
| (20) | <p>道路運送法施行規則 (届出)</p> <p>第六十六条 一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合 当該事業の許可をした行政庁 二 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受又は一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした行政庁 三 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合（第二十四条の規定により、申請書を提出した場合を除く。） 当該事業の許可をした行政庁 四 休止している一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を再 |

| | |
|--|---|
| | <p>開した場合 当該一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の休止の届出を受理した行政庁</p> <p>五 法第十六条第二項、法第二十七条第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁</p> <p>六 第六条第一項第三号に掲げる施設を変更した場合 当該事業の許可をした行政庁</p> <p>七 一般旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 当該一般旅客自動車運送事業又は当該特定旅客自動車運送事業の許可をした行政庁</p> <p>八 旅客自動車運送事業者たる法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があつた場合 当該事業の許可をした行政庁</p> <p>九 特定旅客自動車運送事業の運送需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 当該事業の許可をした行政庁</p> <p>十 適正化機関が、第三十四条の四の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長</p> <p>十一 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなつた場合 地方運輸局長</p> <p>十二 道路運送に関する団体が解散し、又は第六十一条第一項各号に掲げる事項に変更を生じた場合 国土交通大臣</p> <p>2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号及び第十一号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第十二号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。</p> <p>3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該届出事項（相手方のあるときは、その者の氏名又は名称を明らかにすること。）</p> |
|--|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------|----------------------|----------------------|--|---------------|--------------------------------|-------------------|--|------------------------------------|---|-------------------|--------------------------------|-----------------|----------------------|-------------|
| | <p>三 届出事由の発生した年月日</p> <p>四 第一項第十一号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなつた理由</p> <p>五 その他必要事項</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (21) | <p>旅客自動車運送事業等報告規則 (事業報告書及び輸送実績報告書)</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者</td><td>国土交通大臣及び管轄地方運輸局長</td><td>毎事業年度に係る事業報告書</td><td>毎事業年度の経過後百日以内</td></tr> <tr> <td></td><td>国土交通大臣</td><td>第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書</td><td>毎年五月三十一日まで</td></tr> <tr> <td></td><td>管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長</td><td>第二号様式第一表及び第二表（その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。）による輸送実績報告書</td><td>毎年五月三十一日まで</td></tr> <tr> <td>二 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者</td><td>国土交通大臣及び</td><td>毎事業年度に係る事業報告書</td><td>毎事業年</td></tr> </table> | 一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 | 国土交通大臣及び管轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | 国土交通大臣 | 第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで | | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第二号様式第一表及び第二表（その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。）による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで | 二 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 | 国土交通大臣及び | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年 |
| 一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 | 国土交通大臣及び管轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国土交通大臣 | 第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第二号様式第一表及び第二表（その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。）による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 | 国土交通大臣及び | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| | 管轄地方運輸局長 | 度の経過後百日以内 |
| | 国土交通大臣 | 第二号様式第三表及び第四表による輸送実績報告書 |
| | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第二号様式第三表及び第四表（その管轄区域に存する営業区域の部分に限る。）による輸送実績報告書 |
| 三 一般貸切旅客自動車運送事業者 | 管轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 |
| 四 一般乗用旅客自動車運送事業者 (個人タクシー事業者及び道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第 | 管轄地方運輸局長 | 第三号様式による輸送実績報告書 |
| | 管轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 |

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|--------------------|---------------|
| | 八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、地方運輸局長が定めるものを除く。) | | | 経過後百日以内 |
| | | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第四号様式第一表による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで |
| | 五 一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者に限る。） | 管轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 |
| | | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第四号様式第二表による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで |
| | 六 一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、地方運輸局長が定めるものに限る。） | 管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長 | 第四号様式第三表による輸送実績報告書 | 毎年五月三十一日まで |
| | 七 特定旅客自動車運送事業者 | 管轄地方運輸局長 | 第五号様式による輸送実績報告書 | 毎年五月 |

| | | | | |
|---------|--|-------------------------------------|--|----------------|
| | | 及び管轄 運輸監理 部長又は 管轄運輸 支局長 | | 三十 一日 まで |
| 2～4 (略) | | | | |

タクシー業務適正化特別措置法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p>タクシー業務適正化特別措置法 (タクシー等に関する届出)</p> <p>第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> |

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律

| | 根拠法令・条文 |
|-----|--|
| (1) | <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (運賃の届出等)</p> <p>第十六条の四 第十六条第一項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2～9 (略)</p> |

貨物自動車運送事業法

| 根拠法令・条文 | |
|-----------------|---|
| (1) | 貨物自動車運送事業法 (一般貨物自動車運送事業の許可) 第三条 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 |
| (2) | 貨物自動車運送事業法 (事業計画) 第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 (略) 3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。 |
| (4) | 貨物自動車運送事業法 (事業の譲渡し及び譲受け等) 第三十条 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2～4 (略) |
| (5) | 貨物自動車運送事業法 (事業の休止及び廃止) 第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 |
| (6) ～ (8) | 貨物自動車運送事業法 (貨物軽自動車運送事業) 第三十六条 貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略) |

| | |
|-----|---|
| | <p>3 貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> |
| (9) | <p>貨物自動車運送事業法施行規則</p> <p>(届出)</p> <p>第四十四条 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 二 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 三 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長 四 法第八条第二項、法第二十三条（法第三十五条第六項、法第三十六条第二項及び法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第四項又は法第二十六条の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長 五 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 六 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長 七 特定貨物自動車運送事業の運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合 当該特定貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長 八 地方実施機関又は全国実施機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合 地方実施機関にあっては地方運輸局長、全国実施機関にあっては国土交通大臣 九 地方実施機関が、第三十七条の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長 |

| | <p>十 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合 地方運輸局長 2~5 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------|---------------|-----|-----|-----------------------------|----------|---------------|---------------|--|--|-------------------------------|----------|--|--------|---------------|---------------|--|--|-------------------------------|----------|
| (10) | <p>貨物自動車運送事業報告規則 (事業報告書及び事業実績報告書)</p> <p>第二条 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> <th>第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）</td> <td>所轄地方運輸局長</td> <td>毎事業年度に係る事業報告書</td> <td>毎事業年度の経過後百日以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書</td> <td>毎年七月十日まで</td> </tr> <tr> <td>二 特別積合せ貨物運送（運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上るものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者</td> <td>国土交通大臣</td> <td>毎事業年度に係る事業報告書</td> <td>毎事業年度の経過後百日以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書</td> <td>毎年七月十日まで</td> </tr> </tbody> </table> | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | 一 一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。） | 所轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書 | 毎年七月十日まで | 二 特別積合せ貨物運送（運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上るものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者 | 国土交通大臣 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書 | 毎年七月十日まで |
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。） | 所轄地方運輸局長 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書 | 毎年七月十日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 特別積合せ貨物運送（運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上るものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者 | 国土交通大臣 | 毎事業年度に係る事業報告書 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書 | 毎年七月十日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|-----|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|----|----|-------|--|--|-------|--|--|------|--|
| | <p>三 特定貨物自動車運送事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>所轄</td><td>前年四月一</td><td>毎年七</td></tr> <tr> <td>地方</td><td>日から三月</td><td>月十日</td></tr> <tr> <td>運輸</td><td>三十一日ま</td><td>まで</td></tr> <tr> <td>局長</td><td>での期間に</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>係る事業実</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>績報告書</td><td></td></tr> </table> | 所轄 | 前年四月一 | 毎年七 | 地方 | 日から三月 | 月十日 | 運輸 | 三十一日ま | まで | 局長 | での期間に | | | 係る事業実 | | | 績報告書 | |
| 所轄 | 前年四月一 | 毎年七 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方 | 日から三月 | 月十日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運輸 | 三十一日ま | まで | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 局長 | での期間に | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 係る事業実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 績報告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2・3 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) | <p>貨物自動車運送事業報告規則 (運賃及び料金の届出)</p> <p>第二条の二 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあっては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあっては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあってはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別をいう。） 三 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域 四 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。） 五 実施日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

| 根拠法令・条文 | |
|-----------------|---|
| (1) ～ (3) | <p>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (表示番号の指定)</p> <p>第三条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 氏名又は名称及び住所二 経営する事業の種類及び規模その他の概要三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量五 自動車の車庫又は常置場所の位置六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの <p>2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。</p> |
| (4) | <p>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (使用廃止の届出)</p> <p>第五条 第三条の規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |

道路運送車両法

| 根拠法令・条文 | |
|---------|--|
| (1) | <p>道路運送車両法 (認証)</p> <p>第七十八条 自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。</p> |
| (2) | <p>道路運送車両法 ～ (変更届等)</p> |
| (3) | <p>第八十一条 自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 氏名又は名称及び住所二 法人にあつては、その役員の氏名三 事業場の所在地四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの <p>2 自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。</p> <p>(相続、合併及び分割)</p> <p>第八十二条 自動車分解整備事業者について相続、合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から三十日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。</p> <p>(事業の譲渡)</p> <p>第八十三条 自動車分解整備事業者が自動車分解整備事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p> |

海上運送法

| 根拠法令・条文 | |
|-----------------|---|
| (1) ～ (4) | <p>○海上運送法（昭和二十四年六月法律第百八十七号）（抄） (貨物定期航路事業の届出)</p> <p>第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。</p> <p>(不定期航路事業の届出)</p> <p>第二十条の二 人の運送をする不定期航路事業（第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。</p> <p>第二十条の三 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。</p> |

内航海運業法

| 根拠法令・条文 | |
|------------|--|
| (1) (2) | <p>○内航海運業法（昭和二十七年五月二十七日法律第百五十一号）（抄）</p> <p>第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「内航海運業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>第七条の三 内航海運業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |

港湾運送事業法

| 根拠法令・条文 | | | | | | | |
|----------------|--|---------------|-----|-----|----------------|-------------|---------------|
| (1) | ○港湾運送事業法（昭和二十六年法律百六十一号） (事業計画の変更) 第十七条 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 (略) 3 港湾運送事業者は国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 | | | | | | |
| (2) | ○港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号） | | | | | | |
| (3) | (港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出) 第三十条 港湾運送事業者は、氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があつた場合は、当該変更の日から三十日以内（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合は、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日まで）に、当該変更があつた旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が役員又は社員の変更であるときは、新たに役員又は社員になつた者が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書を添付しなければならない。 2・3 (略) | | | | | | |
| (4) | ○港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号） (事業概況報告書等の提出) 第2条 港湾運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる報告書のうちその営む港湾運送事業に係るものを、それぞれ同表の第二欄に掲げる事項について作成し、同表の第三欄に掲げる期日までに、その営む港湾運送事業に係る港湾の所在地（検数事業、鑑定事業又は検量事業を営む者については、その主たる事務所の所在地。次条第一項において同じ。）を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、一通提出しなければならない。ただし、事業概況報告書、財務諸表、検数取扱い実績報告書、鑑定取扱い実績報告書及び検量取扱い実績報告書にあつては、国土交通大臣及び所轄地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第一欄</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">第二欄</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">第三欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事業概況報告書（第一号様式）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該事業年度に係る実績</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">毎事業年度の経過後百日以内</td></tr> </tbody> </table> | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 事業概況報告書（第一号様式） | 当該事業年度に係る実績 | 毎事業年度の経過後百日以内 |
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | | | | | |
| 事業概況報告書（第一号様式） | 当該事業年度に係る実績 | 毎事業年度の経過後百日以内 | | | | | |

| | | | |
|--|--|--------------------|---------------|
| | 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、注記表、営業収益明細表（第二号様式）、営業費明細表（第三号様式）及び港湾運送事業人件費明細表（第四号様式）） | 当該事業年度に係る実績 | 毎事業年度の経過後百日以内 |
| | 港湾荷役実績報告書（第五号様式） | 月末で終わる一月間の実績 | 翌月の末日まで |
| | はしけ稼働実績報告書（第六号様式） | 月末で終わる一月間の実績 | 翌月の末日まで |
| | いかだ運送実績報告書（第七号様式） | 三月三十一日を末日とする一年間の実績 | 四月三十日まで |
| | 一般港湾運送引受け実績報告書（第八号様式） | 月末で終わる一月間の実績 | 翌月の末日まで |
| | 統括管理実績報告書（第九号様式） | 月末で終わる一月間の実績 | 翌月の末日まで |
| | 港湾運送引受け実績報告書（第十号様式） | 月末で終わる一月間の実績 | 翌月の末日まで |
| | 労働者数及び稼働実績報告書（第十一号様式） | 三月三十一日を末日とする一年間の実績 | 四月三十日まで |
| | 検数取扱い実績報告書（第十二号様式） | 三月三十一日を末日とする一年間の実績 | 四月三十日まで |
| | 鑑定取扱い実績報告書（第十三号様式） | 三月三十一日を末日とする一年間の実績 | 四月三十日まで |
| | 検量取扱い実績報告書（第十四号様式） | 三月三十一日を末日とする一年間の実績 | 四月三十日まで |

航空法

| 根拠法令・条文 | |
|-----------------------|---|
| ○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号） | |
| (1) | <p>(運航規程及び整備規程の認可)</p> <p>第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>2 (略)</p> |
| (2) ～ (5) | <p>(運賃及び料金)</p> <p>第百五条 本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第三項において同じ。）の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>4 (略)</p> |
| (6) | <p>(混雑空港に係る特例)</p> <p>第百七条の三 混雑空港（当該空港の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該空港における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいう。以下同じ。）を使用して国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>7～11 (略)</p> |
| (7) (8) | <p>(事業計画の変更)</p> <p>第百九条 本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（第三項及び第四項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>4 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |
| (9) | <p>(安全上の支障を及ぼす事態の報告)</p> <p>第百十一条の四 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</p> |
| (10) | <p>第百二十四条 第百二条、第百三条、第百八条、第百九条、第百十一条の四、第百十二条（第二号及び第三号に係るものを除く。）、第百十三条、第百十四条から第百十六条まで（第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。）及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。</p> |
| (11) | <p>(外国航空機の航行)</p> <p>第百二十六条 国際民間航空条約の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）の国籍を有する航空機（第百二十九条第一項の許可を受けた者（以下「外国人国際航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航空機、第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものとの使用する航空機を除く。）は、左に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行 二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行 三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行 <p>2 締約国の国籍を有する航空機であつて外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものとの使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> |
| (12) | <p>(外国航空機の国内使用)</p> <p>第百二十七条 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）は、本邦内の各地間において航空の用に供しては</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | ならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。 |
| (13) | (運賃及び料金の認可) |
| (14) | 第百二十九条の二 外国人国際航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く。）の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。 |
| (15) | (事業計画) |
| (16) | 第百二十九条の三 外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。 2 外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。 3 外国人国際航空運送事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 |
| (17) | (本邦内で発着する旅客等の運送) 第百三十条の二 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。）は、第百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 |
| ○空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号） | |
| (18) | (構内営業) 第十二条 空港内の國の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行おうとする者（当該営業を行うことにつき航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百条第一項、第百二十三条第一項若しくは第百二十九条第一項の許可を受けた者若しくは同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業（航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）について同法第三条第一項若しくは第三十五条第一項の登録若しくは同法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可を受けた者（以下「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」という。）を除く。）は、次の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 |

| | |
|------|---|
| | <p>二 営業の種目及び目的</p> <p>三 利用する施設</p> <p>四 現に行つている営業がある場合には、その営業の概要</p> <p>2、3 (略)</p> |
| (19) | <p>第十二条の二 空港内の国が管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者で前条第一項の承認を受けるべき者以外のもの（当該営業を行うことにつき道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第四条第一項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者若しくは同法第四十三条第一項の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者（次条において「旅客自動車運送事業者」という。）又は航空法 及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者を除く。）は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書二通を空港事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

国際観光ホテル整備法

| | 根拠法令・条文 |
|-----|---|
| (1) | <p>国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号） （報告及び検査）</p> <p>第四十四条　観光庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、登録ホテル業等を営む者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号） （報告）</p> <p>第三十七条　登録ホテル業等を営む者は、事業年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の当該登録ホテル業等を営む者の経営状況を示す資料を観光庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

旅行業法

| 根拠法令・条文 | |
|---------|--|
| (1) | <p>旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号） (変更登録等)</p> <p>第六条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号） (登録事項の変更の届出)</p> <p>第五条 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第六号に該当しないことを証する書類二 変更に係る事項が法第四条第一項第五号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し <p>3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。</p> |
| (2) | <p>旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号） (取引額の報告)</p> <p>第十条 旅行業者は、毎事業年度終了後百日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を観光</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>庁長官に報告しなければならない。</p> <p>旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号） （取引額の報告）</p> <p>第九条の二 法第十条 の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅 行者との取引の額の報告をしようとする旅行業者は、第六号様式の取引額報告 書を登録行政庁に提出しなければならない。</p> |
| (3) | <p>旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号） （旅行業約款）</p> <p>第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約 に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土 交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変 更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号） （旅行業約款の認可申請）</p> <p>第二十二条 法第十二条の二第一項 の規定により旅行業約款の設定又は変更 の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定 （変更）認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所 二 登録番号及び登録年月日 三 設定し、又は変更しようとする旅行業約款（変更しようとする場合にあつ ては、新旧の対照を明示すること。） 四 実施予定期日 五 変更の認可の申請の場合にあつては、変更を必要とする理由 |

